**私立学校法改正に伴う寄附行為変更認可申請に係るQ＆A**

参考資料１

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ作成

令和元年１０月３０日版

|  |
| --- |
| Q１　私立学校法改正に伴い寄附行為を変更する場合は、大阪府教育庁私学課への申請が必要か。 |

○大阪府知事（教育長）が所轄庁である学校法人については、今回の寄附行為変更に当たり、大阪府教育長の認可が必要となりますので、私学課へ申請いただくことになります。

（なお、文部科学大臣が所轄庁である学校法人については、文部科学省へ申請。）

○各学校法人におかれては、別添資料「学校法人寄附行為作成例」も参考とし、寄附行為変更を準備の上、可能な限り、令和２年１月末日までに私学課へ申請ください。

○上記期限までに申請できない場合、遅くとも、令和2年2月末日までに申請いただくようご協力をお願いします。

|  |
| --- |
| Q２　寄附行為の変更認可申請には、どのような添付資料が必要となるか。また、どのくらいの期間で認可が下りるか。 |

○下記大阪府ホームページに掲載している「私立学校・学校法人の認可申請・届出の手引き」の21ページ～23ページに、様式及び添付書類（「学校の設置、廃止を伴わない寄附行為変更の場合」参照）を掲載していますので、参照してください。

　・大阪府ホームページ『各学校への通知及びお知らせ等について（事務連絡用）』

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuutitop.html>

「私立学校・学校法人の認可申請・届出の手引き」（p.21～p.23を参照）

○申請から認可までの期間は概ね２か月程度を予定しています。

○改正私立学校法に伴う寄附行為の変更以外の変更事項がある場合には、あわせて認可申請をしていただくことが可能です。

|  |
| --- |
| Q３　改正私立学校法に伴う寄附行為の変更は、令和２年４月１日までに行う必要があるか。寄附行為の施行日は令和２年４月１日で良いか。内容に経過措置を設けてよいか。 |

○改正私立学校法の施行日である令和２年４月１日までに、同日を施行日とする寄附行為変更を行うことが望ましい。

○どうしても間に合わない場合、実際の運用を改正私立学校法と同様のものにするという対応も考えられますが、令和２年４月１日までに寄附行為変更を行うことが基本と考えてください。

○いずれにしても、新制度の施行日である令和２年４月１日以降は新制度に基づく対応が行われることが必要となります。

○令和２年４月１日までに寄附行為変更が間に合わなかった場合の寄附行為の施行日は、大阪府教育長認可日以降となります。